

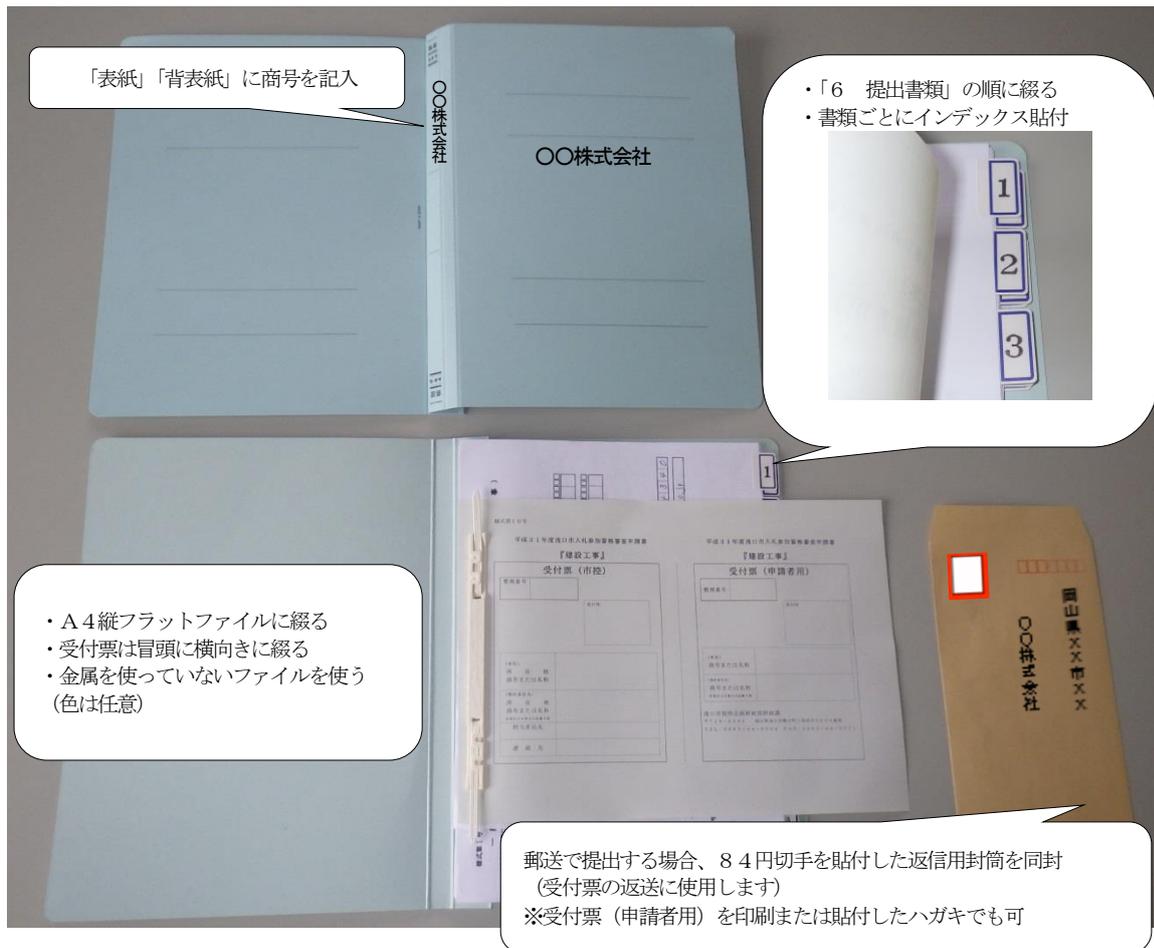
## 令和4年度浅口市競争入札（見積）参加資格審査申請書受付要領

### <物品の売買・修理・役務の提供>

※令和3年度の申請手続を完了された方は、今回の申請手続は必要ありません（令和5年3月31日まで有効です）。

新型コロナウイルス感染症対策のため、提出方法について原則郵送（期限内必着）での受付とします。  
（ただし市内業者については持参でも可）

1. 受付期間 令和4年2月1日（火）から令和4年2月28日（月）まで  
及び時間 （土曜日・日曜日及び祝日は除く）  
午前9時～午後4時30分（正午～午後1時除く）
  2. 受付場所 浅口市役所企画財政部財政課（本庁舎2階）  
〒719-0295 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地  
電 話 0865-44-9004（直通） F A X 0865-44-5771
  3. 入札参加資格有効期間 令和4年4月1日から**1年間（令和5年3月31日まで）**
  4. 提出方法 新型コロナウイルス感染症対策のため、原則郵送 **※期限内必着のこと**  
（ただし市内業者については持参でも可）  
郵送の場合は、配達記録郵便等、配達を確認できる方法で送付してください。また、  
後日記載内容確認後受付票を送付しますので、84円切手を貼付した返信用封筒（受付票（申請者用）を印刷または貼付したハガキでも可）を返送先を明記のうえ必ず同封してください。
- ・必要書類は「6 提出書類・記入方法」を参照。提出にあたっては次ページ図の事項を守ってください。
  - ・書類の不備・記載漏れ等の場合、**貴社着払いで返送いたします**のでご了解ください。
  - ・提出前に不備がないかどうか、最終確認をお願いします（最終頁にチェックリストがあります。）



## 5. 注意事項

- (1) 次の各号に該当する方は、競争入札（見積）参加資格申請の受付ができません。
  - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
  - ② 賦課されているすべての税（国税・県税・市税）を完納していない者  
 （ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による特例猶予を受けているものを除く。）
  - ③ 申請時において、営業年数が1年未満の者
  - ④ 希望する業種（営業）に必要な免許・許可・登録許可を受けていない者
  - ⑤ 申請された申請書及びその添付書類の審査により、その内容が適正と認められない者
- (2) 浅口市土地開発公社、浅口市水道課、浅口市下水道課への指名願いは、浅口市財政課へ提出されたもので兼用します。
- (3) **物品・役務の両方を申請する場合、ひとつのファイルでの提出を認めます。①入札参加資格審査申請書の申請部門にチェックしてください。**
- (4) 官公庁発行の証明書類等については、特段の指定がない場合において、資格審査申請書提出日の直前3ヵ月以内のものを添付すること。

6. 提出書類・記入方法

①～⑬の順にインデックスを貼付してフラットファイルに綴ってください。

申請者は、本社の代表者とし、実印を押印してください。

● 所定の様式で作成するもの

申請書類名	記入方法
<p>・<b>受付票</b></p>	<p>様式第6号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所、商号等、代表者名、担当者名、連絡先を記入してください。</li> <li>・受付票は、①入札参加資格審査申請書の前に、<u>本紙のみ横方向（インデックス不要）</u>でファイルに綴じてください。</li> <li>・受付票（申請者用）は、記載内容確認後に切り離しお返しします。</li> </ul> <p>※ 郵送の方は、後日記載内容確認後受付票を送付しますので、<u>84円切手を貼付した返信用封筒（受付票（申請者用）を印刷または貼付したハガキでも可）を返送先を明記のうえ必ず同封してください。</u></p>
<p>①<b>競争入札（見積）参加資格審査申請書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者</li> <li>・商号又は名称</li> <li>・代表者名</li> <li>・実印</li> </ul>	<p>様式第1号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記簿謄本に記載されている所在地又は住民票の住所を記入してください。</li> <li>・実際の所在地が登記簿謄本上の所在地又は住民票と異なる場合は、登記簿謄本又は住民票の住所を記入するとともに『』書きで実際の所在地を記入してください。</li> <li>・市外の場合は、都道府県名から記入。省略しないでください。</li> <li>・法人の場合は、登記簿謄本に記載されている商号を記入してください。</li> <li>・個人の場合は、店名等の名称を記入してください。</li> <li>・法人の場合は、法人代表者名を記入してください。</li> <li>・個人の場合は、本人名を記入してください。</li> <li>・添付書類の「印鑑証明書」と同一の印鑑を押印してください。</li> <li>※法人の場合は、印鑑証明書に記載されている代表者と上記代表者が一致することとします。</li> <li>※本市と支店等で取引をする場合（受任者に委任する場合）は、⑥委任状を提出してください。</li> </ul>

<p>②年間取扱高等 申告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業種目</li>   <li>・ 自己資本額</li>   <li>・ 生産設備等の額</li>   <li>・ 営業年数</li>   <li>・ 従業員数</li> </ul>	<p>様式第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記簿謄本（履歴事項全部事項証明書）へ営業又は事業目的として記載している業種に基づいて記入してください。</li> <li>・ 別添「営業品目一覧表」を参照し、種目名、営業品目名を詳細に記入してください。販売額の大きい順に記入し、足りないときは別紙を添付してください。</li> <li>・ 申請する登録品目で、営業を行う上で、法令上の許可・認可・資格・登録が必要な場合は、許可書等の写しを必ず添付してください。許可書等の写しの提出がない場合は、入札・見積等に参加できません。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の場合は、決算書（貸借対照表）により記入してください。</li> <li>・ 個人の場合は、青色申告書・確定申告書の写しにより記入してください。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決算書・青色申告書（固定資産、減価償却累計額控除後）を記入してください。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記簿謄本参照</li> <li>・ 個人営業～法人設立～合併等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書提出年の1月1日現在において、常時雇用している正規職員数を記入してください。</li> </ul> <p>注意：この「年間取扱高申告書」の記載内容により、入札参加資格の認定、等級分けを行います。記入間違い・記入漏れのないようにしてください。</p>
<p>③主要取扱品目・ 業務内容一覧表</p>	<p>様式第3号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取扱品目の優先順位を記入してください。</li> <li>・ 「営業品目一覧表」を参照し、種目、営業品目を記入してください。</li> <li>・ 「物品」「役務」の両方を希望する場合、両方を通して順位をつけてください。</li> <li>・ 競争入札(見積)に参加を希望する営業品目を具体的に記入してください。</li> <li>・ 行が不足する場合、適宜追加してください。</li> </ul>
<p>④誓約書</p>	<p>様式第4号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誓約書の記載内容について承知のうえ提出してください。</li> <li>・ 法人の場合は代表者名で、個人の場合は本人名で記入してください。</li> <li>・ 押印は、実印をお願いします。</li> </ul>

⑤使用印鑑届	<p>様式第5号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市との取引にあたり、入札・見積・契約締結及び請求等に使用する印鑑を押印してください。</li> <li>・本店等が支店等に委任する場合は、受任者が入札・契約締結等で押印する印鑑を押印してください。</li> </ul>
⑥委任状	<p>共通様式第1号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者（本店）の代表者が、受任者（支店長等）を代理人と定めて、本市と取り引きする場合のみ提出してください。</li> </ul> <p>※受任者がある場合は、入札・見積・契約締結及び代金の請求は、受任者名で行います。委任期間は、令和5年3月31日までです。</p>
⑦浅口市暴力団排除 条例に係る誓約書	<p>共通様式第2号</p>

● その他添付が必要なもの

⑧ 印鑑証明書（写しでも可）

⑨ 決算書

- ・決算書は、直近1年間分とします。

⑩ 営業許可（登録）証明書

- ・営業に許可が必要な業種のみ 最新の写しを添付してください。

⑪ 【法人の場合】履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本 現在事項全部証明書は不可）

【個人の場合】身分証明書（免許証等ではなく、本籍地の市町村が発行するもの）

- ・履歴事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）は、写しでも支障ないものとします。

(つづく)

⑫ **納税証明書** (写しでも可)

・契約権限のある事務所の所在等に応じて、下表のとおり提出してください。

	事 例	添付すべき納税証明書	備 考
個人	浅口市内に契約権限のある事務所がある場合	国税 (所得税、消費税および地方消費税) 県税 (個人事業税、自動車税等) 市税 (市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等)	<b>国税</b> …税務署で税務署様式その3の2 (申告所得税と消費税および地方消費税に未納額のないこと) の証明を受けてください。 ※新型コロナウイルス感染症の影響による納税の特例猶予を受けている場合は、納税証明書(その1)に加えて、納税の猶予許可通知書の写しを添付すること。
	岡山県内に契約権限のある事務所がある場合	国税 (所得税、消費税および地方消費税) 県税 (個人事業税、自動車税等)	
	浅口市内にも岡山県内にも契約権限を有する事務所がない場合	国税 (所得税、消費税および地方消費税)	<b>県税</b> …県で「県徴収金の滞納がないこと」の証明を受けてください。 ※新型コロナウイルス感染症の影響による納税の特例猶予を受けている場合は、納税証明書に加えて、徴収猶予許可通知書の写しを添付すること。  <b>市税</b> …市役所で「市税の滞納がないこと」の証明を受けてください。 ※新型コロナウイルス感染症の影響による納税の特例猶予を受けている場合は、納税証明書に加えて、徴収猶予許可通知書の写しを添付すること。
法人	浅口市内に契約権限のある事務所がある場合	国税 (法人税、消費税および地方消費税) 県税 (法人事業税、自動車税等) 市税 (法人市民税、固定資産税、軽自動車税等)	<b>国税</b> …税務署で税務署様式その3の3 (法人税と消費税および地方消費税に未納額のないこと) の証明を受けてください。 ※新型コロナウイルス感染症の影響による納税の特例猶予を受けている場合は、納税証明書(その1)に加えて、納税の猶予許可通知書の写しを添付すること。
	<b>市内に本店を有する者 (市内業者)</b>	上記に加え、 <b>代表者の市町村税完納証明書</b>	
	岡山県内に契約権限のある事務所がある場合	国税 (法人税、消費税および地方消費税) 県税 (法人事業税、自動車税等)	<b>県税</b> …県で「県徴収金の滞納がないこと」の証明を受けてください。 ※新型コロナウイルス感染症の影響による納税の特例猶予を受けている場合は、納税証明書に加えて、徴収猶予許可通知書の写しを添付すること。
	浅口市内にも岡山県内にも契約権限を有する事務所がない場合	国税 (法人税、消費税および地方消費税)	<b>市税</b> …市役所で「市税の滞納がないこと」の証明を受けてください。 ※新型コロナウイルス感染症の影響による納税の特例猶予を受けている場合は、納税証明書に加えて、徴収猶予許可通知書の写しを添付すること。

※ 国税の納税証明書につきましては手数料が安価なオンライン請求が可能です。

詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp> (イータックス)

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> (国税庁)

⑬ **その他参考資料**

・取扱いメーカー、会社案内(パンフレット等)など業務内容のわかる資料を添付

以上

提出物チェックリスト（物品・役務）

- 全般 …  フラットファイル（表紙・背表紙に商号記載）  
 下記①～⑬の書類ごとにインデックスが貼られているか  
 受付票を1枚目に横向きに綴っているか  
 （郵送で提出する場合）返信用封筒又は受付票を貼付等したハガキを同封しているか。

○内容

Check	書類名	
①	競争入札（見積）参加資格 審査申請書	押印 1箇所 希望する申請部門（物品・役務）にチェックがあるか
②	年間取扱高等申告書	
③	主要取扱品目・業務内容一覧表	営業品目について、希望順に記載
④	誓約書	押印 1箇所
⑤	使用印鑑届	押印 2箇所
⑥	委任状	支店等を市の契約相手方にする場合に提出。 押印 2箇所
⑦	浅口市暴力団排除条例に係る誓約書	押印 1箇所
⑧	印鑑証明書	写しでも可。提出日から3ヶ月以内のもの。
⑨	決算書	
⑩	営業許可証明書	必要業者のみ提出
⑪	履歴事項全部証明書（法人） 身分証明書（個人）	法人の場合、 <u>現在事項全部証明書</u> は不可。 写しでも可。提出日から3ヶ月以内のもの。
⑫	納税証明書	写しでも可。提出日から3ヶ月以内のもの。 契約権限のある事務所の所在に応じて下記提出。 ※詳細は6ページを参照 市内本店…国税・県税・市税・代表者完納証明 市内支店…国税・県税・市税 県内………国税・県税（県徴収金） 県外………国税（申告所得税・消費税）
⑬	その他参考資料	パンフレット等概要がわかるもの（任意提出）